

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第五十二条の二第二項に規定する奈良県営住宅の駐車場の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 平成二十七年三月三十一日以前に駐車場の使用許可を受けた者に係る利用料金

区 分	利 用 料 金
坊 城 県営住宅	二、三〇〇円

二 平成二十七年四月一日以後に駐車場の使用許可を受けた者に係る利用料金

区 分	利 用 料 金
坊 城 県営住宅	二、六〇〇円